

春日井市産業廃棄物処理施設等連絡協議会要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、春日井市産業廃棄物処理施設等の設置に係る事前協議に関する要綱(平成14年5月1日施行。以下「要綱」という。)第5条の規定に基づき、春日井市産業廃棄物処理施設等連絡協議会(以下「協議会」という。)の組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議するものとする。

- (1) 春日井市開発事業に係る紛争の予防及び調整に関する条例(平成14年春日井市条例第30号)第2条第2項第3号に規定する廃棄物処理施設及び要綱第2条第2項第1号に規定する産業廃棄物処理施設等(以下「廃棄物処理施設等」という。)の設置に係る事前協議に関すること。
- (2) 廃棄物処理施設等の設置に係る関係地域に関すること。
- (3) その他廃棄物処理施設等の設置に関すること。

(組織)

第3条 協議会は、会長及び別表に掲げる職にある職員からなる委員をもって組織する。

2 会長は、環境部長をもって充てる。

(会長)

第4条 会長は、会務を総理する。

2 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 協議会の会議は、会長が必要に応じて召集する。

2 協議会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

(庶務)

第6条 協議会の庶務は、環境部環境政策課において処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、協議会で定める。

附 則

この要綱は、平成14年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 14 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 21 年 11 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 11 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第 3 条関係）

企画政策部	企画政策課長
総務部	市民安全課長
環境部	環境政策課長
環境部	環境保全課長
環境部	ごみ減量推進課長
産業部	農政課長
まちづくり推進部	都市政策課長
まちづくり推進部	建築指導課長
建設部	道路課長
建設部	公園緑地課長
建設部	河川排水課長
上下水道部	上下水道経営課長
消防本部	予防課長
教育委員会	文化財課長